主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

検察官の控訴趣意は別紙記載のとおりである。

しかしながら、右に摘示した論旨を一読してもわかるとおり、Cが本件麻薬をDに売却した当時右の麻薬に対し被告人とCとの共同所持の関係が成立していたということから直ちにその売却行為が被告人の犯罪行為であるという結論は出てこないのであつて、論旨は肝要な点において論理に飛躍があるといわなければならないやしくも被告人に犯罪ありとしてこれを処罰するためには、そこになんらかの被告人の行為が存在しなければならぬことは当然の事理である。しかるに、麻薬取締法施行後被告人とCとの共同所持の関係が成立しているというのは一つの状態を成味するにすぎず、それ自体はなんらの行為でもない。それにもかかわらずCが承来を他に売却したことによつて被告人の犯罪が成立するという論旨の理論構成は、刑法の大原則に反するものである。所論はその限りにおいて採ることができない。

思うに、本件の問題は、昭和二十三年八月頃Cが本件の麻薬をDに売却した事実からまず出発すべきであるが、右の売却行為は麻薬取締法上いかなる行為に該当するのであろうか。この点については結局麻薬取締法第三条第一項にいわゆる「譲り渡し」の意義が問題となるわけであつて、それにはこれを所有権移転行為の意に解する説と単なる占有の移転行為と解する説とが考えられる。しかるに最高裁判所昭和二十六年(あ)第三六三四号同二十七年四月十七日第一小法廷判決(刑事判例集第六巻四号六七八頁)は「麻薬の売却方を依頼して他人に交付することは、麻薬取締法第三条にいわゆる麻薬の譲渡にあたる」と判示しているのであつて、この判断

は明らかに「譲り渡し」を占有の移転の意に解しているものと見なければならない。けだし売却方を依頼し交付するような場合には所有権はまだ依頼者に留保され ているのが一般であるから、所有権移転説を採る以上はかかる場合にはまだ「譲り 渡し」が完成したことにならない筋合だからである。そこで、かような判例の解釈 に従つて考えてゆくと、麻薬の売却方を依頼しこれを被依頼者に交付すればそれだ けで「譲り渡し」の罪が成立するとともに、被依頼者がこれをさらに他に売却して 交付すれば、その際さらにその被依頼者自身の「譲り渡し」の罪が成立することに なる。これは占有移転説を採る以上当然の帰結で、これを本件について見れば、C が本件麻薬をDに売却交付した所為は、C自身の「譲り渡し」に該当するのである (論旨は、Cの所為は、幇助だというが、それは論旨が所有権移転説を前提として いるからで、なるほど所有権移転説をとれば所有者でない者は正犯たりえないから 従犯だというほかはないであろう。しかしこの前提は当裁判所の採るところではな い。)それゆえ、原判決が同年八月には被告人の「譲り渡し」の行為は存在せず 被告人のそれは同年三月に完了していると判示したのは、(厳密にいうとその当時は麻薬取締法は施行されておらず、従つて「譲り渡し」という同法上の概念をそこに使用したのはやや語弊があるけれども)正当であるといわなければならない。も つとも、それでは被告人はCの右「渡し」につき無関係なのかと問われればもとよ りそうではない。すでに認定したところからして明らかなように、Cが麻薬をDに 譲り渡したのは被告人の依頼によるものであり、Cは被告人の依頼によつて右麻薬 の譲渡を決意したもの〈要旨〉であるから、その依頼行為は観念上教唆をもつて目す のは版を次息したもの、安日、とめるがら、その依頼行為は既忍工教唆をもって日外できものであろう。しかしながら、被告人がCに対し〈/要旨〉売却方を依頼したのは前述のように同年三月頃のことで、被告人自身が麻薬を売却してもCがこれを売却してもそれは禁ぜちれていなかつた時の出来ごとである。罪とならない時代の行為が後に至って処罰せらるべきでないことは日本国憲法第三十九条の明定するところ であつて教唆犯といえどもその処罰はあくまで教唆行為そのものに由来するのであ る以上、被告人の右の所為は罪とならないものといわなければならない。教唆犯が 正犯の行為を俟つて成立するということを理由としてこの場合も被告人の処罰を肯 定するがごときは、明らかに従属性理論を誤解したものである。そして、本件にお いては、被告人は前記の依頼をした後なんらの催促もしないでそのままにしていたというのであつてみれば、麻薬取締法施行後においては被告人の行為としてはなん ら処罰に値するものがないというほかはない。強いていうならば麻薬取締法施行後 Cに対し売却の委託を取り消さなかつたという不作為が問題となるわけであるが、 この不作為をCの譲渡に対する加担行為と解することはなお疑問であるのみなら ず、被告人がCを介して麻薬を譲り渡したという本件訴因はいずれにしても認めら れないことに帰するので、原判決が被告人に対し無罪を言い渡したのは結局正当であるというべきである。論旨は理由がない。

び上の次第であるから、刑事訴訟法第三百九十六条に従い本件控訴を棄却することとし主文のとおり判決する。

(裁判長判事 大塚今比古 判事 山田要治 判事 中野次雄)